

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-23)

別紙1

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------------------|--------------------|-------------|----------------------|--|--------------------|-----------------|------|-------------------------------|---------------------------|--|
| 施策名 | 5-3.野生生物の保護管理 | | | | 担当部局名 | 自然環境局 野生生物課 | 作成責任者名 (※記入は任意) | 野生生物課長 中島 慶二 | | | | |
| 施策の概要 | 絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。 | | | | 政策体系上の位置付け | 5.生物多様性の保全と自然との共生の推進 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | 新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適正な保護・管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。 | | | 目標設定の考え方・根拠 | 種の保存法、鳥獣保護管理法、外来生物法 | 政策評価実施予定時期 | 平成28年6月 | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | | 29年度 | 30年度 |
| 1 (～25年度) 絶滅危惧種の現状把握と保護増殖の進捗状況 (26年度～) 国内希少野生動植物種の新規指定数 | - | - | 300種 | 32年度 | 第4次レッドリストの公表 | レッドデータブックの作成 | 30種 | 45種 | 45種 | 45種 | 45種 | 絶滅危惧種の保全を効果的に推進するためには、レッドリストの改訂等による定期的な現状把握を行い、その結果をもとに、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の新規指定や見直し等を行う必要があるため。 |
| 2 奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畧日当たりの捕獲数) | - | - | 奄美大島 0頭 | 平成34年度 | - | - | - | - | - | - | - | 特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特に奄美大島において我が国固有の希少野生動物への大きな被害を及ぼしている特定外来生物マングースを科学的知見に基づき根絶する必要があるため。 |
| 3 ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値 | 推定の中央値 337万頭 ※26年度に算出 | 平成23年度 | 平成23年度 比で半減 | 平成35年度 | - | - | - | - | - | - | - | ニホンジカ・イノシシによる自然生態系等への影響が深刻であり捕獲の一層の強化が必要であるため。 |
| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 当初予算額 | 関連する 指標 | 達成手段の概要等 | | | | | 平成27年 行政事業レビュー 事業番号 | |
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | | | | | | | | |
| (1) 希少種保護推進費 (平成5年度) | 379百万円 (378百万円) | 409百万円 (387百万円) | 649百万円 (638百万円) | 611百万円 | 1 | <達成手段の概要> レッドリストの見直し、保護増殖事業の実施等の国内希少野生動植物種の保全に関する事業、国内希少野生動植物種の指定に向けた調査等 <達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国内希少野生動植物種の新規指定、希少野生動植物の生息状況等の現状把握、保護増殖事業の実施等により種の保存に寄与。 | | | | | 224 | |
| (2) トキ生息環境保護推進協力費 (平成13年度) | 16百万円 (13百万円) | 16百万円 (13百万円) | 17百万円 (11百万円) | 16百万円 | - | <達成手段の概要> 日中のトキ保護協力に関する事業 <達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中国におけるトキの生息状況等の現状把握等により、日本のトキ野生復帰の取組等に寄与。 | | | | | 222 | |

| | | | | | | | | |
|-----|-------------------------------|--------------------|----------------------|--------------------|--------|---|---|-----|
| (3) | 野生生物保護センター等維持費 (平成4年度) | 125百万円 (122百万円) | 125百万円 (113百万円) | 129百万円 (124百万円) | 129百万円 | - | <p><達成手段の概要> 野生生物保護センター、水鳥・湿地センター、世界遺産センター等維持管理</p> <p><達成手段の目標> 施設の適切な維持・運営</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 絶滅危惧種の調査や野生復帰、利用者への普及啓発により種の保存等に寄与。</p> | 233 |
| (4) | 野生生物専門家活用事業 (平成19年度) | 30百万円 (32百万円) | 30百万円 (34百万円) | 35百万円 (38百万円) | 35百万円 | - | <p><達成手段の概要> 絶滅危惧種の生息状況調査等を実施するための野生生物専門家を雇用</p> <p><達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策の実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 専門家が実施する絶滅危惧種の生息状況調査等により種の保存に寄与。</p> | 234 |
| (5) | 野生生物保護管理施設等整備費 (平成20年度) | 234百万円 (184百万円) | 1554百万円 (1197百万円) | 504百万円 (486百万円) | 15百万円 | - | <p><達成手段の概要> 国内希少野生動植物種の保護増殖及び渡り性水鳥の重要生息地の保全等を推進するための拠点となる施設の整備・改修</p> <p><達成手段の目標> 野生生物保護センター、絶滅危惧種の野生順化施設、水鳥・湿地センター、鳥獣保護区管理棟及び世界遺産センターの整備・増改築・修繕等を実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 絶滅危惧種を含む野生生物及びそれらの生息地の保全に寄与する。</p> | 228 |
| (6) | 国際希少野生動植物種流通管理対策費 (昭和61年度) | 8百万円 (9百万円) | 7百万円 (6百万円) | 89百万円 (79百万円) | 27百万円 | - | <p><達成手段の概要> ワシントン条約の科学当局としての任務(①野生動植物の国際取引に際し、その取引がその種の存続を脅かすことにならないかを判断し、管理当局に助言すること②標本の同定等条約の適正な実施に必要な科学的知見の集積提供等を行うこと)を遂行するため、条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的データの整備や保全状況の把握等の業務を行う。</p> <p><達成手段の目標> 条約対象種等に係る最新の生物学的・生態学的データや保全状況等の把握。</p> <p><施策の達成すべき目標への寄与の内容> ワシントン条約締約国としての責任を遂行し、国際的に絶滅のおそれのある野生動植物種の保存を図ることに寄与する。</p> | 221 |
| (7) | 外来生物対策費 (平成16年度) | 54百万円 (50百万円) | 38百万円 (44百万円) | 66百万円 (74百万円) | 60百万円 | - | <p><達成手段の概要> ①特定外来生物等の選定作業、②外来生物全般に係る侵入・生態及び流通実態等の調査(水際における定点モニタリング調査等を含む)、③「外来生物飼養等情報データベースシステム」の保守点検・運用等。</p> <p><達成手段の目標> 達成手段の概要の①～③の通常業務を継続する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 特定外来生物等への選定は、外来生物法に基づく規制対象の追加に資する。外来生物全般に係る調査は、海外から我が国に侵略的な外来生物が導入されることを阻止し、また今後の防除等の対策のための基礎的情報を提供する。「外来生物飼養等情報データベースシステム」の保守点検・運用は、外来生物法に基づき規制されている特定外来生物の飼養等の規制を担保するために必要なシステムの維持に貢献する。</p> | 225 |
| (8) | 外来生物対策管理事業地方事務費 (平成18年度) | 23百万円 (20百万円) | 23百万円 (19百万円) | 22百万円 (20百万円) | 24百万円 | - | <p><達成手段の概要> ①外来生物法に基づく申請・届出の審査、規制内容の申請者への周知及び防除の確認・認定の諸業務を実施するために必要な派遣職員を雇う。②水際(税関)において任意放棄された特定外来生物等の個体並びに警察及び地方公共団体から引渡された特定外来生物の個体について、引取及び処分等を行うほか、輸入業者・旅行者等への普及啓発事業を行う。</p> <p><達成手段の目標> ①及び②の業務を継続し、外来生物法の実効性を確保する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 外来生物法関連の諸業務を実施するために必要な派遣職員の雇用により、同法に基づく特定外来生物の飼養等の規制を担保する。また、任意放棄された特定外来生物の引取等により、特定外来生物の野外における拡散や被害を防ぐ。</p> | 231 |

| | | | | | | | | |
|------|---------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------|---|---|-----|
| (9) | 特定外来生物防除等推進事業費 (平成18年度) | 325百万円 (320百万円) | 419百万円 (408百万円) | 432百万円 (423百万円) | 451百万円 | 2 | <p><達成手段の概要> 外来生物法第11条に基づいて、特定外来生物の防除を実施するもの。①生態系等への被害を防止するため、ラムサール条約登録湿地など生息・生育地など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域において定着が確認された特定外来生物の防除を行うとともに、②生息・生育地が限定的であり、侵略性の高い特定外来生物等について、緊急的に防除を行い、③さらに、全国的に分布、定着し広域で被害を発生させている特定外来生物について、各地の地方公共団体、民間団体及び地域住民が連携して効果的に防除を行えるよう、実施体制や防除手法の検討、地域間の連携や情報共有体制を構築するための事業を行い、特定外来生物の防除が円滑に推進されるよう支援を行う。</p> <p><達成手段の目標> ①、②及び③の考え方に基づく業務を継続することにより、特定外来生物の防除の取組を推進し、特定外来生物による生物多様性への被害を軽減する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①ラムサール条約湿地など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域における特定外来生物の防除、また、②我が国で新たに定着が確認された、もしくは生息・生育地が限定的であり、侵略性の高い特定外来生物等の防除を自ら実施し、生息数を削減することで生態系等への被害を防止する。 ③実施体制や防除手法の検討、地域間の連携や情報共有体制を構築するための事業を行うことにより特定外来生物の防除を自ら実施し、生態系等への被害を防止するとともに、その成果をマニュアル化して周知することで、地域における防除の推進に資する。</p> | 232 |
| (10) | 自然地域における外来生物緊急対策等事業 (平成26年度) | - | - | 100百万円 (0百万円) | 0百万円 | - | <p><達成手段の概要> 特定外来生物であるツマアカスズメバチの巣の探索・撤去等の緊急防除を強化し、繁殖抑制のために女王バチを捕獲し、分布拡大を抑制する。併せて生態系影響の把握及び本種の監視体制を構築する。</p> <p><達成手段の目標> ツマアカスズメバチの防除を実施することで、生態系への被害を防止する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 我が国において定着初期である現時点において、本種の防除を実施することで、分布拡大を防ぎ、我が国への生態系被害を最小限にすることをもち、生態系の保全に寄与する。</p> | 220 |
| (11) | 遺伝子組換え生物対策費 (平成16年度) | 23百万円 (19百万円) | 18百万円 (20百万円) | 24百万円 (19百万円) | 21百万円 | - | <p><達成手段の概要> 遺伝子組換え生物の使用承認に当たっての法に基づく学識経験者への意見聴取会合の開催、立入検査の実施、遺伝子組換え生物に関する情報の収集、リスク評価手法の検討、野外での遺伝子組換え生物の生育状況監視、名古屋・クアラルンプール補足議定書締結に向けた情報収集、ホームページ(J-BCH)による国民への情報提供等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 国内における遺伝子組換え生物の使用等の適切な規制</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 遺伝子組換え生物の使用等の規制を行うとともに、最新の知見に基づく規制を実施するための情報収集や国民への情報提供を行い、我が国の生物多様性の確保に寄与する。</p> | 227 |
| (12) | 指定管理鳥獣捕獲等事業費 (平成26年度) | - | - | 1,301百万円 (0百万円) | 500百万円 | 3 | <p><達成手段の概要> 改正鳥獣法の施行(平成27年5月29日)とともに開始される都道府県による指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を支援するための交付金を交付。</p> <p><達成手段の目標> ニホンジカ・イノシシの個体数を、平成23年度の推定値を基準として、平成35年度までに半減する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 都道府県による指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲事業を支援することにより、指定管理鳥獣の管理の強化に寄与する。</p> | 235 |
| (13) | 鳥獣保護基盤整備費 (平成10年度、一部平成19年度) | 386百万円 (48百万円) | 40百万円 (46百万円) | 41百万円 (12百万円) | 41百万円 | 3 | <p><達成手段の概要> 科学的で計画的な鳥獣保護管理の推進の基礎となる情報収集等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 情報収集等による鳥獣保護管理の基盤整備。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 鳥獣保護管理の基盤を整備することにより、野生鳥獣の保護管理の適正な推進に寄与する。</p> | 223 |
| (14) | 鳥獣保護管理強化総合対策事業費 (平成24年度) | 386百万円 (267百万円) | 516百万円 (367百万円) | 709百万円 (582百万円) | 768百万円 | 3 | <p><達成手段の概要> 鳥獣保護管理の充実・強化のため、基本指針の改定に向けた点検・調査、鳥獣保護管理に係る担い手の確保、新たな捕獲手法や体制の整備等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 基本指針の改定に向けた点検・調査、鳥獣保護管理に係る担い手の確保、新たな捕獲手法や体制の整備等の推進。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 基本指針等の見直しを行うとともに、引き続き鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、特定鳥獣及び広域分布型鳥獣の保護・管理等を総合的に推進することにより、野生鳥獣の保護・管理の強化に寄与する。</p> | 209 |

| | | | | | | | | |
|------------|----------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|----------|-----------------------------------|--|-----|
| (15) | 野生鳥獣感染症対策事業費 (平成17年度) | 76百万円 (89百万円) | 70百万円 (79百万円) | 72百万円 (78百万円) | 70百万円 | - | <p><達成手段の概要> 野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視やモニタリング、各種調査等の実施による危機管理体制の整備。</p> <p><達成手段の目標> 通常時のサーベイランス等を適切に実施し、発生時に備える。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 野生鳥獣の感染症対策を実施することにより、国民の安全・安心な生活の確保とともに、野生鳥獣の保護・管理の適正に推進に寄与する。</p> | 226 |
| (16) | 国指定鳥獣保護区対策費 (昭和46年度、一部平成21年度) | 27百万円 (26百万円) | 27百万円 (32百万円) | 25百万円 (24百万円) | 23百万円 | - | <p><達成手段の概要> 国指定鳥獣保護区における鳥獣の生息状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進すること等により、野生鳥獣の保護管理の適正な推進に寄与する。</p> | 230 |
| (17) | 希少野生動植物種生息地等保護区管理費 (平成18年度) | 8百万円 (7百万円) | 8百万円 (8百万円) | 8百万円 (7百万円) | 8百万円 | - | <p><達成手段の概要> 生息地等保護区における対象とする国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 生息地等保護区における対象とする国内希少野生動植物種及びその生息・生育環境の適切な保護管理を推進。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 生息地等保護区の適切な保護管理を推進すること等により、国内希少野生動植物種の保存に寄与する。</p> | 229 |
| 施策の予算額・執行額 | | 1,752百万円 (1,584百万円) | 3,300百万円 (2,773百万円) | 2,822百万円 (2,615百万円) | 2,799百万円 | 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | | |